

令和5年度（2023年度）公共用水域及び地下水の水質測定計画について

1 熊本県環境審議会における審議について

水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき、知事は河川、湖沼、海域等の公共用水域及び地下水の水質測定を行っているが、その実施に際して、水質汚濁防止法第16条第1項の規定では、毎年、測定計画を作成することとされている。

測定計画の作成及び水質環境基準の類型指定に当たっては、水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、水質汚濁防止に関する重要事項として、執行機関の附属機関である環境審議会が知事の諮問に応じ調査審議し、知事に意見を述べることができるとされている。

なお、測定計画及び類型指定の調査審議については、熊本県環境審議会（以下「審議会」という。）要項により、水保全部会の所管事務と定められている。

（審議の経緯）

- ・ 令和4年（2022年）12月14日
熊本県知事から審議会会長へ諮問
- ・ 令和4年（2022年）12月15日
審議会会長から審議会水保全部会部会長へ付議
- ・ 令和5年（2023年）1月30日
審議会水保全部会において審議、原案どおり了承
- ・ 令和5年（2023年）2月20日
審議会水保全部会会長から審議会会長に対し、審議結果の報告
- ・ 令和5年（2023年）2月24日
審議会会長から知事に対し、諮問のあったことについて「原案どおり適当と認める」との答申

2 令和5年度（2023年度）計画の内容

（1）公共用水域

①測定機関

国土交通省九州地方整備局
 熊本県、熊本市、人吉市、荒尾市
 電源開発株式会社

②測定地点数

区分	類型（BOD、COD）※ ¹		類型（全窒素、全燐）※ ²	類型（水生生物）※ ³	
	環境基準点	補助点	環境基準点	環境基準点	補助点
河川	54	71	—	28	—
湖沼	3	—	3	2	—
海域	36	7	22	10	6
計	93	78	25	40	6

※¹ BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）

水の中の有機物を生物化学的又は化学的に分解するとき消費される酸素量。値が大きいほど水質が汚濁していることを示す。

※² 全窒素、全燐に係る調査地点は、一部、CODの調査地点と重複。

※³ 水生生物の保全に係る生活環境項目の調査地点は、一部、CODまたは全窒素、全燐の調査地点と重複。

河川、湖沼の一部及び有明海を除く海域については、類型指定がなされていないため環境基準点等はない。

③測定項目

- ・健康項目：カドミウム、全シアン、総水銀、テトラクロロエチレン、
 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等 26項目
- ・生活環境項目：pH、COD、BOD、SS※、全窒素、全燐等 12項目
- ・特殊項目：フェノール類、銅、全クロム 3項目
- ・要監視項目：クロロホルム、トルエン、全マンガン等 32項目
- ・その他の項目：アンモニア態窒素、溶解性オルト燐酸態燐等 23項目

※SS：水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値（mg/ℓ）が大きい程水質汚濁が著しいことを指す。

④令和4年度（2022年度）調査との主な変更点

- ・令和5年度の水生生物の保全に係る類型指定に伴う調査回数の増加
 類型指定により環境基準点となる県南地域及び八代海の調査地点において、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）を年4回調査する。

（2）地下水

①調査機関

国土交通省九州地方整備局、熊本県、熊本市及び錦町

②調査井戸数

調 査 名		熊本県	熊本市	国土交通省	錦町	計
(1)概況調査	①新規概況調査 (G点)	30 (0)	0 (0)	—	—	30 (0)
	②定点監視調査 (T点)	52 (105)	39 (39)	12 (12)	—	103 (156)
	③定点監視調査 補助点調査 (N点)	—	21 (21)	—	—	21 (21)
(2)継続監視調査	①汚染地区調査 (M点)	158 (160)	135 (138)	—	—	293 (298)
	②検出井戸周辺 地区調査(K点)	30 (30)	12 (12)	—	4 (4)	46 (46)
	③特定地点調査 (A点)	18 (35)	—	—	—	18 (35)
(3)汚染井戸周辺地区調査						
①汚染井戸周辺地区調査(S点)	0 (*)	0 (0)	—	—	0 (0)	
計		288 (330)	207 (210)	12 (12)	4 (4)	511 (556)

※ () 内は令和4年度(2022年度)計画の調査井戸数。

*汚染井戸周辺地区調査(S点)は、当該年度の調査で新たに汚染が発見された場合に汚染範囲確認のため適宜実施する。

③調査項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目

カドミウム、全シアン、砒素、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、チウラム、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など28項目

④令和4年度(2022年度)調査との主な変更点

- ・新規概況調査(G点):
過去の地下水質調査において、調査頻度が低い地域や市町村を中心に県内30地点で調査を実施
- ・定点調査(T点):
採水の効率化を図るため、項目ローリング(毎年採水し、3年かけて全項目を測定)から、地点ローリング(3年に1回の採水で全項目を測定)に変更。毎年測定項目(ふっ素、硝酸性窒素)については、過去の濃度状況を基に3年に1回測定地点と毎年測定地点に分けて調査を実施
- ・特定地点調査(A点):
過去の濃度状況や上記以外の調査地点との重複を考慮し、調査地点の最適化を図った。(荒尾地域:年間35地点→年間18地点)
- ・定点調査(T点)、汚染地区調査(M点)、検出井戸周辺地区調査(K点)、特定地点調査(A点):
井戸所有者の都合等による廃止や廃止に伴う代替井戸を選定